

事故・災害 対応事例集

1 登下校中の交通事故

【事例】

生徒が、自転車に乗って登校中に乗用車と接触し、意識不明となった。居合わせた者が救急車を要請し、生徒を病院へ搬送した。学校は警察からの通報により、交通事故の発生を知った。

○事故発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・通報を受けた教職員は、当該生徒の名前、負傷状況、搬送先を確認するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・交通事故現場からの通報を受けた場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、教職員が生徒名簿を持って交通事故現場に急行して事態を把握する。(生徒の名前、負傷の状況、事故の状況等)
- ・救急車が到着していない場合は、交通事故現場に到着した教職員は、応急手当及び安全確保を行う。

[保護者への対応]

- ・通報に基づき、当該生徒の保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に伝える。
- ・管理職、担任等は速やかに当該生徒を見舞う。保護者には改めて事故の状況や経緯を説明し、丁寧な対応に努める。
- ・交通事故現場で生徒の名前等を確認した場合、速やかに交通事故現場から保護者に連絡するとともに、学校へ報告する。

[関係機関等との連携]

- ・病院の担当医師から怪我や容体の状況把握を行う。
- ・警察の担当者から事故の発生状況等について情報収集を行う。
- ・交通事故現場に救急車が到着した場合は、教職員が同乗する。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事故の概要について速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止のポイント）

[原因の究明・再発防止策の検討]

- ・管理職等は、事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録するとともに、再発防止対策を検討する。また、その内容を教育委員会に報告する。

[他の生徒への対応]

- ・事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ・全校生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導する等、安全教育的な充実を図る。
- ・他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応等について周知する。

[未然防止策]

- ・交通安全教室等を開いて、正しい歩行や安全な自転車の乗り方等について理解させたり、交通安全マップを作らせて、危険予測や危険回避について学び、安全な行動ができるようにしたりする等の交通安全教育の充実に努める。
- ・通学路安全マップの見直しや、定期的な通学路の点検・見直しを実施する等、全教職員が交通事故の未然防止に向け、共通理解の下、組織的に取り組む体制を整える。
- ・日頃から危険箇所の把握に努め、生徒及び保護者への周知を徹底するとともに、交通環境の整備等を市町村や警察に要望する等、通学路の安全確保に向け、関係機関等に改善を働きかける。

2 登下校中の突発的な自然災害への対応

【事例】

児童生徒が登下校中、突発的な自然災害（地震、落雷、竜巻等の突風、局地的大雨、暴風雪等）に遭った。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・自然災害の発生を認知した教職員は速やかに管理職に報告し、教職員で分担して児童生徒の安否を確認するとともに、黒板等を活用して対応の状況及び児童生徒に関する情報を共有する。
- ・気象庁が発表する気象警報・注意報等の防災気象情報や道路、避難指示、公共交通機関の運行状況等の正確な情報を収集するとともに、関係機関等への問い合わせ、実際の状況の観察等により、学校周辺の状況をできる限り把握する。
- ・大雪の場合は、雪崩や通学路の降雪状況等についても確認する。

[登校前、帰宅後の児童生徒・保護者への対応]

- ・保護者に連絡をして児童生徒が登校前、帰宅後で自宅にいることを確認するとともに、自宅待機や地域の避難所に避難する等、連絡後の動向予定等を確認する。

[通学途中の児童生徒・保護者への対応]

- ・保護者や日頃から指導している通学途中の避難できる場所（商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家等）に連絡をして、通学途中の児童生徒の所在や心身の状況を確認する等し、所在を確認した場合には確実に安全が確認できるまで待機するように指示する。
- ・通学途中の避難できる場所で待機している児童生徒が保護者と連絡がついていない場合には、保護者へ児童生徒の状況を連絡するとともに、引き渡しや登下校の方法について確認する。
- ・通学途中で所在が確認できていない児童生徒がいる場合には、教育委員会に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請する。

[在校している児童生徒・保護者への対応]

- ・在校している児童生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、学校に待機させる。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校の手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、児童生徒を地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。
- ・ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えに来ることがないようにする。

[関係機関等との連携]

- ・警察：児童生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない児童生徒の捜索要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童生徒の安全確保についての協力要請を行う。
- ・消防：児童生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、負傷した児童生徒の救急搬送の要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童生徒の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、児童生徒の状況と安全確保に関する対応について、速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。特に、児童生徒の所在に関わる情報は随時報告する。
- ・市町村等の危機対策担当部局（災害対策本部等が設置されている場合は当該本部等）が把握している自然災害の状況について情報提供を求める。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等から児童生徒の所在等について問い合わせがあった場合は、窓口を一本化し、教育委員会又は管理職が対応する。
- ・記者発表等の報道対応は、児童生徒の個人情報の取扱いに十分配慮し、誤報を避けるため、時間を決め、事実確認が取れている内容のみを全ての報道機関に偏りなく回答する。

○発生後の対応ポイント

[状況の把握]

- ・学校周辺の状況及び児童生徒の通学路の被災箇所の有無を点検し、児童生徒の通学経路の状況について把握する。
- ・通学途中の避難できる場所を訪問、または連絡して、待機している児童生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、保護者に児童生徒の所在を連絡する。
- ・所在を確認できない児童生徒がいる場合は、引き続き、保護者及び関係機関等と連携し、所在確認に努める。

3 授業中（体育実技）の事故

【事例】

体育実技の授業（陸上競技）の際、1,500m 走のタイム測定を実施した。準備運動後、一斉にスタートしたが、800m ほど走ったところで生徒が突然倒れ、担当教諭が駆けつけた時には顔面蒼白で意識はなく、呼吸及び脈拍を確認できない状態であった。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・担当教諭は、当該生徒の意識の有無等の状況を迅速に把握し、救急車到着まで心肺蘇生や応急手当等を行うとともに、他の教職員（生徒）に AED を持ってくることや保健室への連絡を指示する。
- ・連絡を受けた養護教諭は、管理職に報告するとともに、救急車の要請や教職員の応援等を依頼し、応急処置に向かう。
- ・管理職は、事故発生時の状況及び発生直後の対応状況を正確かつ迅速に把握する。
- ・管理職は、学校の危機管理マニュアルの対応に基づき、養護教諭、担当教諭、学年主任等関係教員に指示する。

[保護者への対応]

- ・担任（学年主任）から当該生徒の保護者に事故の発生、生徒の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・管理職及び担任、担当教諭は速やかに病院に向かい、保護者に状況を説明する。
- ・管理職、担任等は、保護者に誠意をもって対応する。
- ・全教職員で事故の状況や対応について情報の共有、共通理解を図る。
- ・事故の状況や原因、今後の対応策等について保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策について指導・助言を受けるとともに、新たな情報があれば速やかに報告する。

[関係機関等との連携]

- ・救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害給付の手続を行う。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[体育授業における事故防止]

- ・担当教諭は、生徒の健康診断の結果や当日の生徒の体調を十分に把握する。
- ・担当教諭は、生徒に自己の体調管理及び体調が悪化した場合の対処法について指導する。
- ・担当教諭は、健康観察を行うだけでなく、準備運動時、生徒自身に体調チェックを行わせる。
- ・担当教諭は、授業前に活動場所や用具等の安全点検を実施する。

[長距離走における事故防止のポイント]

- ・長距離走は、健康状態や気温等環境要因によって心臓への負担が大きくなる場合もあるため、保健体育科の年間指導計画を作成する際、実施時期や配当時数、授業時間帯等無理のない計画を立てる。
- ・長距離走を実施する場合は、必要に応じ、学校医による臨時の健康診断や健康相談を実施する。また、担当教諭は、日常の健康観察記録や心臓検診の結果、既往症の状況等を参考にしたり、当日の健康状態を確認したりする。さらに、主治医が作成する学校生活管理指導表がある場合は、これに基づく運動制限等を確実に実行する。

[事故発生時に備えた学校体制の確立]

- ・心臓停止に関わる事故対応は一刻を争うため、心肺蘇生を適切に行う等、初期の対応が最も重要である。そのため、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当についての講習会を定期的実施し、教職員の対応能力を高める。
- ・教職員は、AEDや担架の場所を把握しておくとともに、保温用毛布等、事故発生時に使用すると考えられるものについては、すぐに使用できるよう整備しておく。

4 学校行事中の事故

【事例】

修学旅行の研修プログラムの一環として、訪問先でマリンスポーツに取り組んでいた生徒が溺れた。救急車で病院に搬送されたが、夜になって搬送先の病院で死亡した。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・引率していた教職員は、生徒の意識の有無等の状況を迅速に把握し、救急車到着まで応急手当等を行うとともに、速やかに引率責任者（校長等）への報告及び他の教職員に応援の要請を行う。
- ・引率責任者は、応援に駆けつけた教職員に対して役割分担を指示する。
- ・救急車で負傷者を病院に搬送する場合は、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、引率責任者に伝わるような連絡体制をとる。
- ・情報は正確に把握し、記録担当の教職員は時系列により記録する。
- ・学校に対して事故の発生状況等について連絡する。

[他の生徒への対応]

- ・引率している教職員は、事故を目撃し精神的に動揺している他の生徒に声をかける等して、不安を取り除くことに努める。
- ・他の生徒を宿舎に戻し、事故の状況や今後の対応等を説明するとともに、不確定な情報を拡散しないように指導する等、生徒の動揺を抑えることに努める。

[保護者への対応]

- ・管理職等は、事故に遭った生徒の保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・学校に残っている管理職（教頭等）又は当該学年団の教職員等は、速やかに事故に遭った生徒宅を訪問し、保護者に改めて事故の状況や経緯を説明し、誠意をもって対応する。
- ・旅行中の他の生徒の保護者に事故の概要と今後の対応について、一斉メール等で知らせる。

[関係機関等との連携]

- ・病院の担当医師からけがや容体の状況把握を行う。
- ・引率している教職員は状況に応じて事故が発生したことを通報する。また、事故の発生状況等について情報収集を行う。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続を行う。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

[その他]

- ・管理職は、緊急の職員会議を開催し、事故の状況及び当面の対応等について確認するとともに、教職員や保護者の現地への派遣の必要性等を協議する。
- ・管理職は、必要に応じて、PTA役員会を開催する等、保護者の不安や動揺を抑えることに努める。
- ・引率責任者は、教職員から事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等を検討する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[原因の究明・再発防止策の検討]

- ・事故に関わる情報を整理、記録し、事故の原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止策を検討する。また、その内容を教育委員会に報告する。

[他の生徒への対応]

- ・事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ・全生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、学校行事や部活動等に関する安全確保の方法等を指導する等、安全教育の充実を図る。
- ・他の保護者に対して、遺族の意向を十分考慮した上で、事故の発生及び今後の対応について周知するとともに、対応についての理解と協力を求める。また、状況に応じて遺族の意向を確認して保護者説明会等を開催する等、必要な情報共有を行う。

[未然防止策]

- ・修学旅行中に想定される危険・事故等について、全教職員で再度確認を行うとともに、生徒に対する事前指導を十分に行う。
- ・緊急時における対応の確認を行う。
- ・事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。

5 部活動中の事故

【事例】

硬式野球部の練習中、打撃練習中の打球が、サードを守っていた部員の前でイレギュラーバウンドして、顔面を直撃し、部員はその場に倒れた。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・顧問教諭等は、事故の状況を把握し、必要により応急手当を行うとともに、他の教職員又は生徒に管理職への連絡を指示する。
- ・報告を受けた管理職は、養護教諭、顧問教諭、担任等関係教諭の対応について指示するとともに、負傷の状況により直ちに救急車を要請する。
- ・緊急に臨時の職員会議を開き、事故の状況やその後の処置、他の生徒への指導や外部との対応等について共通理解を図る。

[保護者への対応]

- ・担任（学年主任）等から負傷した生徒の保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・救急車を要請した場合は、管理職及び担任、部活動顧問等は速やかに搬送先の病院に駆けつけ、保護者に状況を説明する等、誠意をもって対応する。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事故の概要等について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[関係機関等との連携]

- ・事故現場に救急車が到着した場合は、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害給付の手続を行う。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[事故発生時に備えた学校体制の確立]

- ・応急手当の方法、保護者への対応、校内の報告体制等について確認し、必要な改善を行う等、救急体制を整備する。
- ・心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当についての講習会を定期的実施し、教職員の対応能力を高める。
- ・部活動の年間指導計画の作成に併せて、各部活動の救急体制や連絡体制を明確にした安全計画を作成し、教職員や生徒に周知する。

[安全の再点検]

- ・校内における体育施設・設備の安全及び活動場所の整備等について再点検するとともに、安全点検の実施要領を作成し、計画的に安全点検を実施する。
- ・点検の状況を記録化し、安全指導に活用する。

[生徒に対する安全教育の充実]

- ・各部活動において、種目特有の危険性を踏まえた安全指導を徹底する。
- ・部活動に加入している生徒はもとより、全校生徒に対して日常生活の中で安全を確保するための行動の仕方やきまりについての指導を徹底する。

6 暴力行為

【事例】

教室で、昼休み中に、日頃から折り合いの悪い生徒Aと生徒Bが些細なことから口論となり、生徒Aが生徒Bの顔面を殴打した。生徒Bは転倒し、椅子で頭を打ち床に倒れた。知らせを受けた教職員が駆けつけたが、生徒Aはその場にはいなかった。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・生徒Bの応急手当を最優先に対応するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・保護者への連絡、警察や消防等の関係機関と連携した迅速な対応が必要となることから、事態の緊急性等を総合的に判断して、複数の教職員で分担し対応する。
- ・単独で現場に向かう場合は、直ちに他の教職員に協力を依頼し、状況に応じて救急車の要請等を行う。
- ・一方で、生徒Aを捜し、見つかった場合は、生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

[保護者への対応]

- ・管理職等は、生徒Bの保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職等は、生徒Aの保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要なことを説明し、今後の対応等について協力を依頼する。

[他の生徒への対応]

- ・当該生徒の心のケアを行うとともに、プライバシーに配慮しつつ、他の生徒に事故の説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。
- ・必要に応じて、その場に居合わせた生徒への聞き取りを行い、状況把握に努める。

[地域・関係機関等との連携]

- ・状況に応じて救急車の要請等を行う。救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況を説明する。
- ・事態の推移等によっては警察へ通報し、具体的な要請の目的、内容を伝える。
- ・状況を判断し、学校だけでは解決が困難な状況で専門家との連携が必要な場合には、サポートチームを編成する等して早期解決に努める。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[再発防止策の検討]

- ・授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係を教職員間で情報共有し、必要に応じて面談等を行う。
- ・自分の気持ちや考えを適切に相手に伝え、生活上の諸問題を話し合いで解決する力の育成を図るとともに、道徳教育の充実を図る等して、互いに尊重し合う望ましい人間関係を構築するための指導を推進する。
- ・自分のことや友人のことで心配なことがあれば、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ生徒に伝える。
- ・学級（ホームルーム）活動や生徒会活動における体験学習やボランティア活動等の取組を通じて、仲間づくりや集団活動を推進し、基本的なルールやモラルを身に付けさせる等、規範意識や社会性の育成を図る。

[指導体制の充実]

- ・生徒が安心して学べる環境を確保するために、学校の秩序を乱し、他の生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、必要な措置を講じるよう全教職員が毅然とした姿勢で、解決に向け粘り強く指導に当たる。

[保護者との連携]

- ・保護者が見つけた小さなサインを学校と共有し、学校との協力体制を構築する。

7 自殺（予告）

【事例】

学校の事務室に、自校の生徒と思われる者からの電話があり、「生きていてもつまらない。もう死にたい。」とだけ言って切れた。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・受信者は、管理職に速やかに報告し、全教職員による緊急の会議を招集し、対応に向けて役割分担を行う。
- ・教職員は、生活アンケートや個人面談記録等を参考にして、自殺の危険性が高いと考えられる生徒についての情報収集等を行う。
- ・教職員の連絡体制、外部（警察や報道機関等）との窓口の一本化等、対応策を確認する。

[生徒の安否確認]

- ・担任（学年主任）等が各学級（ホームルーム）の全生徒の安否を確認する。
- ・自殺の可能性が高いと考えられる生徒への家庭訪問を行う。

[関係機関等との連携]

- ・状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の状況について時系列（メモ）により速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[自殺予告をした児童生徒への指導]

※特定された場合

- ・当該生徒の気持ちを傾聴し、保護者と連携を図りながら自殺防止の対策を確認する。
- ・当該生徒とスクールカウンセラーや学校医等の専門家との面談を行う。
- ・スクールカウンセラーが配置されていない場合は、教育委員会に派遣を要請する。
- ・軽い気持ちで電話をした場合には、行為の重大さに気付かせながら、当該生徒の気持ちを受け止める。
- ・当該生徒の心身の状態や人権、プライバシーに十分配慮して、今後の対応を検討する。

※特定されない場合

- ・日常的に言動等が気になる生徒について、個別相談を通して悩み等を聴く機会を設定する。
- ・全教職員が生徒を守り通す態度を示すとともに、学級（ホームルーム）活動等で「SOSの出し方」「学校における相談体制」等について指導する。
- ・学校・学級通信等を通じて、生徒を見守る体制づくりが進むよう、家庭の協力を要請する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[生徒理解の充実]

- ・日常の学校生活全体を通して、生徒一人一人の表情や言動の変化に目を向け、小さなサインを見逃さないように心がける一方で、万が一の場合に備え、危機対応チームを組織しておく。

[教育相談の充実]

- ・一部の教職員で抱え込むことなく、定期的・組織的な教育相談や、個別や集団による特別面談を積極的かつ継続的に行うことができるような校内体制を確立する。

[保護者等との連携]

- ・生徒の様子で気になる場所があれば、保護者や地域住民から学校にすぐに情報が得られるような協力体制を確立する。

[相談機関等との連携]

- ・地域の相談電話等に相談が入る場合もあるので、各相談機関が自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について事前に確認しておく。

8 家出

【事例】

コンビニに買い物に行くと言って家を出た生徒が、夜中になっても帰ってこないの、心配になった母親が生徒の部屋に行くと、机には「探さないで欲しい」旨の置き手紙があり、衣類が持ち出されていた。携帯電話に電話をしても連絡が取れず、友人に聞いても所在が分からないので、母親は担任に連絡してきた。

○発生時の対応のポイント

〔状況の把握〕

- ・担任は、速やかに管理職に報告する。管理職は関係教職員を招集し、情報収集や以後の対応について確認する。
- ・生徒の学校生活の状況について、関係教職員や友人から情報を収集する。特に、いじめや人間関係のトラブルの有無等、家出発生直前の様子について、生活アンケートや個人面談の記録等により詳細を把握する。
- ・生徒と交流の深い友人からの情報の把握に努め、携帯電話等で連絡があった場合は、速やかに学校に連絡するよう依頼するとともに、当該生徒のプライバシーに配慮し、事実の無用な口外を避けるよう指導する。

〔保護者との連携〕

- ・犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に、早期に行方不明者の届出を勧める。
- ・当該生徒の金品の所持や着替え等の持ち出し、家出時の服装や交友関係等の情報、家出直前の様子、過去に家出歴があれば、その時の状況について確認し、警察に情報提供するよう勧める。
- ・書き置き等がない場合は、当該生徒の机の中やパソコンの記録等を確認するよう依頼する。

〔関係機関等との連携〕

- ・発達の段階や事件性等を考慮して、早期に警察等へ相談し、情報を共有して捜索を行う。必要に応じて、立ち寄りが予想される施設等の管理者にも情報提供し協力を依頼する。
- ・捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に管理職に報告する。

〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

〔報道機関等への対応〕

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・収集した情報を関係機関等や報道機関等の外部に提供する場合は、保護者の意向を踏まえ、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

〔再発防止策〕

- ・家出の原因や背景は複雑であり、特定しづらい場合があることから、家出したことを一方的に責めるのではなく、家出はいけないということはしっかりと指導しつつ、生徒の置かれていた心理的な状況等についても理解に努め、保護者と連携し、当該生徒の心のケアに当たり立ち直りを支援する。
- ・他の生徒が家出に関わっていたり、性的被害等、犯罪（被害）との関わりがあったりする場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら指導する。
- ・当該生徒に対して、スクールカウンセラーや関係機関等の助言を得て支援・指導する。

〔未然防止策〕

- ・生徒一人一人の個性を尊重し、日常的に生徒との信頼関係を築くとともに、学習のつまづきが要因と考えられる場合には、学習相談や個別の補習授業等の取組を行う。
- ・日頃から生徒理解を深めるように努め、生徒の悩みや不安を受け止める校内の教育相談体制を整えるとともに、生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化等、心のサインの把握に努める。
- ・生徒の集団帰属意識や承認欲求を満たすために、集団宿泊や野外活動、文化的行事や体育的行事等を活用した指導等を行う。
- ・保護者に対しては、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、生徒の性格や発達の段階に応じた生徒との関わり方について助言し、学校と家庭が協力して生徒の成長を見守ることができるよう努める。

9 いじめ

【事例】

生徒Bは、同級生から「冷やかし」や「からかい」、「悪口」等、嫌なことを言われていると担任に訴えた。

○発生時の対応のポイント

〔状況の把握〕

- ・生徒からの訴えを聞いた教職員は、速やかに「学校いじめ対策組織」等へ報告する。
- ・「学校いじめ対策組織」の指揮の下、役割を分担して、迅速に関係生徒から事実を確認して、情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を収集し、記録する。
- ・いじめがネット上で行われている場合は、その証拠を写真に撮って保存する等、物的証拠として残しておく。
- ・「学校いじめ対策組織」は集めた情報に基づき、事実を正確に把握し、いじめか否かを判断するとともに、教職員で情報を共有する。
- ・いじめとして認知した場合は、「学校いじめ対策組織」が中心となって対応方針を検討し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関等と連携しながら「対応方針」を策定する。
- ・いじめとして認知しない場合も、保護者と十分に連携し、生徒の見守りを行う。

〔いじめを受けた児童生徒・保護者への対応〕

- ・家庭訪問等により、いじめの事実や「対応方針」等を直接説明し、謝罪と今後の対応について理解と協力を得る。

〔いじめた生徒・保護者への対応〕

- ・家庭訪問等により、いじめの事実や「対応方針」等を直接説明する。その際、担任だけでなく複数の教職員（管理職も含む）で対応する。
- ・いじめを受けた生徒の立場に立ち、行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、いじめた生徒の成長支援の観点を踏まえ、生徒が抱える問題を解決するための具体的な取組を行う。
- ・解決に向けた取組について保護者の協力を求める。
- ・生徒及び保護者がいじめを認めないケースもあることから、いじめの事実確認を十分行ってから対応することが必要である。
- ・謝罪等が終わった後も、継続的に生徒を見守る体制を整備する。

〔学級（ホームルーム）・学年全体への対応〕

- ・いじめを受けた生徒のつらさを理解し、観衆となって面白がって見ていた行為がいじめを助長していたことや、傍観していた行為がいじめを許していたことに気付かせる。
- ・関係生徒や保護者からの承諾を得て、生徒のプライバシーに配慮しながらいじめの事実を学級（ホームルーム）・学年の生徒や保護者に伝えて協力を得る。

〔関係機関等との連携〕

- ・専門的なカウンセリングが必要な場合は、スクールカウンセラー等の外部専門家や教育支援センター、相談所等の関係機関等との連携を図る。
- ・暴力や恐喝等、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく早期に警察に相談し、連携して対応に当たる。

〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、いじめの概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・スクールカウンセラーが派遣されていない場合は、教育委員会に派遣を要請する。
- ・重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、学校は教育委員会を通じて、その旨を市町村長（知事）に報告する。

〔報道機関等へ対応〕

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

〔原因の究明・再発防止策の検討〕

- ・いじめた生徒への継続的な指導を行うとともに、いじめられた生徒のきめ細かな観察を継続的に行う。
- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、外部専門家や関係機関等と連携して、いじめの防止等のための取組や校内体制等の点検・見直しを行うとともに、「学校いじめ防止基本方針」の検証・修正を行う等、いじめの未然防止に向けた取組の充実を図る。

〔他の生徒への対応〕

- ・教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や自己肯定感を高める取組や、いじめを自分のこととしてとらえ、考え、議論する取組等を行い、いじめを許さない態度や能力の育成を図る。

〔教育相談の充実〕

- ・スクールカウンセラーを活用する等、全校的な教育相談体制を構築する。
- ・定期的・組織的な教育相談や、個別や集団による特別面談等を積極的に行い、教職員との対話の機会を多くする。

〔保護者の協力〕

- ・保護者が見つけた小さなサインを学校と共有し、いじめの早期発見に努める。
- ・入学時や各年度の開始時に「学校いじめ防止基本方針」について説明したり、学校のホームページに掲載したりして周知及び共通理解を図り、学校との協力体制を構築する。

10 ネット上の誹謗中傷

【事例】

生徒Aは、学校内でも多くの生徒が閲覧しているインターネット上の電子掲示板やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等に、自分の悪口が書き込まれているのを見つけ、担任に相談した。

○発生時の対応のポイント

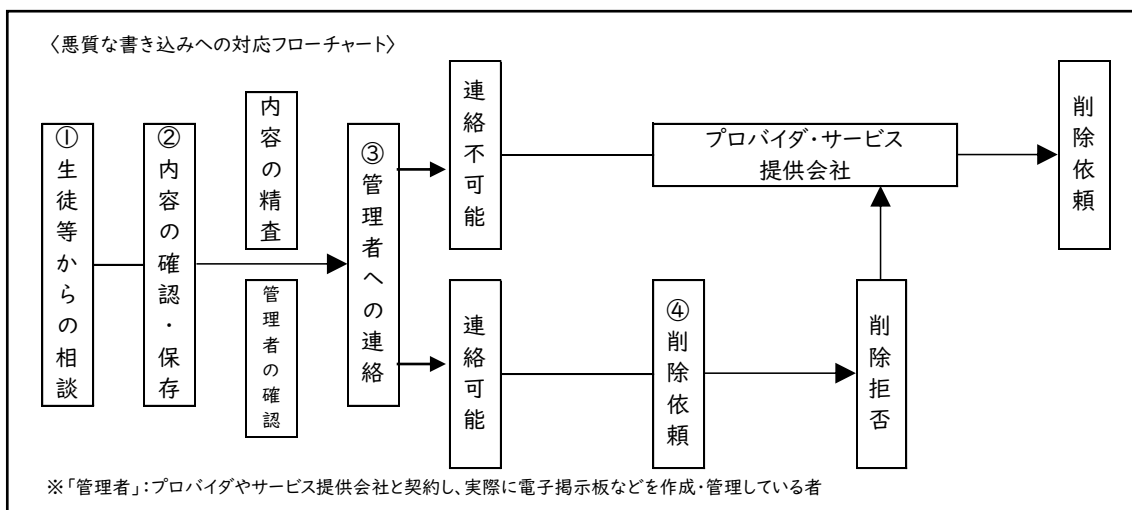
[状況の把握・初期対応]

※必要に応じて、初期段階から警察に相談する。

- ・担任は、当該生徒から詳細を聞き取るとともに、当該書き込みの内容やURLを確認する。その際、必ず書き込み内容とログをプリントアウトし、画像（スクリーンショット等）を保存しておく。
- ・詳細を聞き取る際には、当該生徒の心情を受け止めつつ、必要に応じて心のケアを行う。
- ・管理職は、担任からの報告を受け、全教職員で情報を共有するとともに、書き込みの削除及び全生徒に対する指導の校内体制を確立する。

[電子掲示板への対応]

- ・当該生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的トラブルを未然防止するため、次の手順で早期に電子掲示板からの削除を依頼する。
- ・削除方法はサービスごとに異なるので、インターネットで検索するか、警察に相談する。



○今後の対応策（未然防止）のポイント

[全校生徒への指導]

- ・SNS等への書き込みは、被害生徒と同じ学校の生徒によることが多いことから、SNS等の利用に関するマナーの向上が図られるよう、全校生徒への指導を行う。
- ・SNS等へ書き込まれた誹謗中傷を見つけ、困ったときは、直ちに保護者や教職員に相談するように指導する。
- ・SNS等に他人を誹謗中傷する書き込みをする行為は、書き込まれた者が精神的なショックを受けることはもとより、その内容によっては、名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になることを指導する。

[保護者に対する啓発]

保護者に対し、次の内容について学校だよりや懇談会等を利用して啓発する。

- ・インターネットについての知識を得たり、その危険性を理解したりする。
- ・子どものインターネットの利用状況を把握するとともに、パソコンやスマートフォン、ゲーム機等によるインターネットを利用する際の家庭内のルールを作るよう啓発する。
- ・パソコンやスマートフォン、ゲーム機等のフィルタリングを設定し、違法・有害サイトへ接続できないようにする。

1.1 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や出会い系サイト等による性被害

【事例】

SNSで知り合った男と一度性交渉を持った生徒Aは、その後、相手の男からの再三にわたる誘いを断っていたが、最近になり金品の強要や、脅迫めいたメールが届くようになった。不安になった生徒Aは、養護教諭に相談した。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・養護教諭は、当該生徒から経緯等の詳細を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告する。管理職は、関係教職員を招集し、把握した情報を共有して以後の対応について確認する。

[保護者への対応]

- ・家庭訪問を行う等して、保護者にSNSや出会い系サイトの危険性について十分な認識を持たせるとともに、インターネット等の使用に関する家庭内のルール作り、スマートフォンやタブレット端末等にフィルタリングを設定すること等を勧める。
- ・被害を拡大させないためにも、早期に警察に相談することや被害届を提出することを勧める。

[関係機関等との連携]

- ・保護者が被害届を提出した場合は、保護者の承諾を得た上で、学校が把握した情報を的確に警察に伝える。
- ・交信内容を削除せず、スクリーンショット等を利用して残しておく。
- ・当該生徒の心と身体のケアに向けて、医療機関等とも連携を図る。また、場合によっては、サポートチーム等を編成して、保護者と連携して支援に当たる。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・管理職は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、教育委員会と内容について十分相談する等、連携して対応する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[再発防止策]

- ・当該生徒の生活環境（背景）・人間関係等の把握・理解に努める。
- ・保護者の協力を得て、当該生徒に軽率な行動を慎むこと等の基本的な生活習慣の見直しを図るための支援を行う。
- ・担任のみならず、養護教諭や関係機関等と連携を図り、個人面談を継続する等、当該生徒を継続的に見守る体制を整備する。

[未然防止策]

- ・全校生徒に対しては、インターネット等を利用する際の危険性について指導する。特に、SNS等に住所、名前、電話番号、メールアドレス等の個人情報を書き込んだり、安易に教えたりしないように留意させる。
- ・保護者に対する啓発にも努める。特に、スマートフォンやタブレット端末等のフィルタリングの設定については、あらゆる機会を利用して保護者の理解と協力を得る。
- ・インターネット等の使用に関する家庭内のルール作りの必要性を啓発する。

12 万引き

【事例】

児童が校区内のコンビニでお菓子数点を万引きしたところ、店員に見つかり、警察に通報・補導された。警察から、保護者と連絡がとれないとのことで、学校に連絡があった。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・連絡を受けた教職員は、名簿で当該児童を確認するとともに、店名、万引きした物品、保護者との連絡状況を確認する。確認の後、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職は、教職員を警察に派遣し、状況の詳細な把握に努める。
- ・管理職は、関係教職員を招集し、情報収集や今後の対応について確認する。

[保護者への連絡]

- ・保護者と連絡をとり、状況を説明するとともに、必要に応じて保護者とともに警察に向かう。
- ・保護者が店に謝罪・弁済していない場合には、謝罪・弁済するよう助言する。

[関係機関等との連携]

- ・警察との連携は、状況に応じて、管理職の指示の下、生徒指導担当教員等が中心になって行う。

[教育委員会への報告]

- ・管理職等は、事案の概要について、必要に応じて教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等へは、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[再発防止策]

- ・万引きは犯罪であることを当該児童に自覚させる。
- ・保護者が万引きを重大な事件として捉えていない場合は、保護者・当該児童ともに犯罪を犯したとこの重大性を認識させるとともに、再発防止のため、保護者が当該児童に反省を促すように助言する。
- ・行為に至った背景等については、共感的に傾聴するとともに、店への謝罪の方法等についてともに考える態度を示す。
- ・担任は、声かけ等により児童の心のケアを図る。必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家との連携を図る。

[未然防止策]

- ・事象の記録をもとに原因や問題点を明らかにし、今後の指導について全教職員の共通理解を図る。
- ・万引きは心が不安定なときに起こることが多いため、児童の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整えるとともに、日頃から児童との触れ合いを通して、一人ひとりの表情や言動の変化等、心のサインの把握に努める。
- ・教育活動全体を通して、善悪の判断等を身に付けさせる指導を行う。
- ・児童の規範意識を醸成するため、保護者に対して、学校だより等を活用した啓発を行うとともに、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、発達の段階に応じた児童との関わり方についての情報を提供し、学校と家庭が連携協力して指導するよう努める。
- ・保護者や商店主等を含めた地域ぐるみの組織で、日常的な情報交換や商店街等の巡回指導を行う等学校と地域社会が一体となって未然防止に取り組む。

[集団での万引き事案の場合の留意点]

- ・万引きに関与した児童全員から個別に事情を聞き取るとともに、当事者全員の保護者との話し合いの場を持つようにする。
- ・隣接する学校の児童生徒による万引きに自校の児童生徒が関わっていることがあることから、他校で同様の事象が発覚した際には、学校間の連携を密にして情報を収集する。

1.3 校内での盗難

【事例】

生徒が、教室に置いていた私物を盗まれたと訴えてきた。状況から判断して盗んだのは自校の生徒の可能性が極めて高いと思われる。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・被害に遭った生徒の心情を受け止めつつ、盗まれた物や、気付いたときの状況等について事実確認を行うとともに、可能な限り、他の生徒から情報を収集する。また、集めた情報は一元的に集約する。

[指導方針の決定]

- ・被害に遭った生徒に対するいじめはなかったか等、盗難の背景を分析する。
- ・被害状況、事態の推移、保護者の意向等から警察との連携について検討する。
- ・盗んだ生徒を特定しようとする場合は、学校が教育の場であることを踏まえ、当該生徒の指導内容等について、教職員間で共通理解を図る。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[盗んだと考えられる生徒への事情聴取]

- ・状況に応じて、盗んだと考えられる生徒の保護者に説明し、同意を得た上で、生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、慎重に事情を聞き取る。その際、心理的な圧迫感を与えないよう配慮するとともに、生徒を一人きりにしないよう留意する。

[盗んだ生徒を特定した場合の指導]

- ・行為に至った背景等について共感的に聞き取るとともに、盗んだ生徒に行為の重大性を認識させ、被害生徒への謝罪等について、ともに考えながら指導する。

[被害生徒への指導]

- ・共感的に関わるとともに、再発防止に向けて学校が真剣に取り組むことを伝える。
- ・盗難の事実確認の段階で、被害生徒の私物の管理に不十分な点があれば、折を見て指導する。

[学級（ホームルーム）又は学年全体の生徒への指導]

- ・被害の状況等により、学級（ホームルーム）又は学年全体に指導を行う。その際、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

[被害生徒の保護者への対応]

- ・学校の管理下で起こったことへの謝罪をするとともに、学校が把握した事実とこれまでの指導状況や今後の指導方針を説明し、学校の指導に対する理解を求める。

[盗んだ生徒の保護者への対応]

- ・事実を伝え、謝罪等、今後の対応について協議する。また、生徒の抱えている問題や保護者の悩み等を丁寧に聞き取り、協働して解決していこうとする姿勢を示す。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[再発防止策の検討]

- ・学級（ホームルーム）指導を通じて全生徒に対し、盗みは犯罪であり、絶対に許されないこととして、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- ・不必要な金品等を学校に持ち込まないよう生徒に指導するとともに、貴重品の自己管理を徹底させ、場合によっては授業中や部活動中に貴重品を担任等が預かる等、予防策を講じる。

[保護者との連携]

- ・学級通信や学年通信、懇談会等で情報を提供し、学校の実態や指導方針について理解を得る。
- ・保護者に、生徒の持ち物に注意を払うよう呼びかけるとともに、不必要な金品等を学校に持ち込ませないよう依頼する。

1.4 児童生徒の心の健康問題

【事例】

児童Aは、最近ちょっとしたことでかっとなったり、急に暗い表情を浮かべたりする等、感情の起伏が激しくなるとともに、頭痛や腹痛を訴えることが多くなった。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・担任や養護教諭等は、当該児童の身体症状や気分の変化、行動面等の心身の健康観察を継続して行う。
- ・養護教諭は、保健室で得られる情報（保健調査、保健室利用状況等）を整理するとともに、当該児童への健康相談を通して、頭部外傷や脳炎、てんかん等の後遺症による器質性疾患の有無や心理的な要因・背景を見極めるとともに、医療機関等への照会を行う等して、対応を検討する。
- ・担任は、関係教職員や友人から、当該児童の学習状況や家庭環境、友人関係等の情報収集を行う。
- ・情報収集に当たっては、児童の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめ等の問題行動が生じないように、他の児童に対する指導を行う。
- ・管理職は、担任や養護教諭からの報告を受け、全教職員で情報を共有し、共通理解を図るとともに、児童への支援に向けた校内体制を確立する。
- ・自傷行為や摂食障害を疑わせる身体の異常（手首の傷、吐きだこ等）が見られる場合には、早急に専門医に受診するよう保護者に勧告する。

[関係機関等との連携]

- ・保護者や学校医、スクールカウンセラー等との連携の下、児童の抱える問題を見極め、医療機関等への受診を促す。
- ・受診後は保護者の了解の下、医療機関と連携を図りながら、児童への相談・支援を継続する。

[保護者への対応]

- ・児童の支援の在り方についての共通理解を図る。
- ・家庭における児童の様子を注意深く見守ってもらい、情報交換を行う。
- ・児童の心の健康問題で悩んでいる保護者の気持ちを受け入れる等、保護者に対する支援を行う。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

- ・全ての教職員が児童の心身の発達や疾病等に関する理解を深めるとともに、心の健康に関するチェックリスト等の活用や、日常の健康観察の徹底を図り、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患等、児童の心の健康問題の早期発見・早期対応に努める。
- ・日頃から、児童との信頼関係を確立し、相談しやすい体制づくりに努める。
- ・保健教室や個別の保健指導において、心の健康と不安、悩みへの適切な対処の仕方等について指導する等、児童への予防教育を行う。
- ・家庭に対して、児童の心身の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、心の健康に関する正しい知識や対応方法を周知する。

1.5 児童虐待

【事例】

児童Aは、健康診断の際に背中に多数の傷があることから、家庭での児童虐待の疑いがあることが分かった。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・虐待の可能性を発見した教職員は、児童から経緯等を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係職員を招集し、情報を整理して以後の対応について確認する。

[学校の対応]

- ・市町村（児童虐待対応担当課・要保護児童対策地域協議会（以下、「児童虐待対応担当課等」という。））や児童相談所等に速やかに通告し、連携して対応する。

[児童虐待を受けたと思われる児童への対応]

- ・心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・当該児童との信頼関係の構築に努める。

[虐待が疑われる保護者への対応]

- ・最優先すべきは児童の安全確保のため、家庭との連携は慎重に行う。
- ・被害児童の安全を十分確保した上で、可能な範囲内で家庭での状況を把握する。
- ・保護者との関係が悪化することを懸念し、市町村（児童虐待対応担当課等）や児童相談所等への通告を躊躇することなく、早期の対応を行うようにする。

※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部等と連携を図り、適切な相談機関を紹介する。

[関係機関等との連携]

- ・市町村や児童相談所等の役割や児童虐待対応の実態等について、様々な機会を通して、市町村（児童虐待対応担当課等）や児童相談所等への通告等の趣旨の理解を図る。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[早期発見の体制構築]

- ・日常から、学校のみならず、家庭訪問等を通して児童の状況を把握するとともに、児童がいつでも相談できる雰囲気を醸成する。

[通告体制の構築]

- ・早期発見の観点から、市町村（児童虐待対応担当課等）や児童相談所等への通告や関係機関等への連絡・相談を円滑に行うよう、日頃から連携を十分に図る。

[保護者に対する啓発]

- ・保護者に対し、学校だよりや懇談会等を通して、子育ての悩み相談等の情報を提供するとともに、児童虐待の防止や児童虐待が疑われる場合の関係機関等への通告の必要性について啓発する。

「「教職員のための児童虐待対応の手引」奈良県教育委員会」を参照

16 性的な画像が発見された場合の対応

【事例】

生徒Aから「同級生Bの裸の画像が生徒の間で出回っている。」との相談を受けて確認した結果、生徒CのスマートフォンからBの裸の画像が発見された。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・教職員は、画像を所持している生徒から、入手した経緯を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職は、関係教職員を招集し、把握している情報を共有する等して組織的に対応する。
- ・画像を所持している可能性がある生徒が複数いる場合には、速やかに関係生徒の聞き取りを行う。その場合、個別の聞き取りを一斉に行う等、画像の拡散や隠匿を防止するための対策を講じる。
- ・他校の生徒が関与している場合には、速やかに当該学校に連絡し、連携して対応する。

[被害生徒のケア]

- ・被害生徒に画像が流出した経緯を聞き取るとともに、被害生徒の意向を尊重して対応する姿勢を示すことで相談しやすい環境を整える。
- ・噂の流布等、被害生徒の二次被害を防止するため、管理職を中心とした体制を整えて情報管理を徹底する。

[保護者への相談]

- ・早期の段階で保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝える。
- ・画像の流出等の被害拡大を防ぐため、速やかに、警察に相談することを被害生徒の保護者に促す。
- ・被害生徒の保護者が被害届を出す意向を示した場合には、学校として把握している情報を基に警察の捜査に協力することを保護者に伝えて理解を求める。

[画像等の保全]

- ・画像がインターネット上で公開されている場合には、サイト名やURLを確認し、状況を把握するとともに、プロバイダ等に削除要請を行う。
- ・スマートフォン等に画像が保存されている場合には、生徒に対して安易に画像を削除するような指導は行わず、被害生徒やその保護者の意向を確認するまでの間、学校に一時預けるように指導する。
- ・被害生徒の保護者が警察への相談を拒否した場合等、画像等を保全しておく必要がなくなった場合には、被害生徒の人権等に配慮した上で、目前で速やかに画像を削除させ、削除が完了したことを確認する。

[警察等との連携]

- ・警察と情報を共有しながら調査を行い、原因や動機等を明らかにすることで、生徒への指導を効果的に行う。

[個別指導と全体指導]

- ・画像を所持していた生徒に対して個別指導を行うとともに、再発防止のため、被害生徒が特定されないように配慮しながら全体指導を行う。また、指導に当たっては、SNS等を使って憶測による書き込みや噂が広まることのないように配慮する。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について速やかに報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・被害生徒等が精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請する等、早い段階から支援や助言を受ける。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[情報モラル教育の充実]

- ・ネットワーク上のルールや法律の内容を理解させ、違法な行為のもたらす問題について考えさせる。
- ・一度公開した情報は、複製される等して完全に削除することが困難であること等、インターネットに潜む危険性について理解させ、個人情報を書き込んだり、教えたりしないよう指導する。
- ・児童ポルノを製造したり、提供したり、所持・保管したりすることは犯罪であることを認識させる。

[フィルタリングの促進]

- ・生徒が使用する通信機器にはフィルタリングの設定をすることや、安易にフィルタリングを解除しないことについて、あらゆる機会を通じて保護者に対し、理解と協力を求める。

[家庭でのルール作りの促進]

- ・保護者に対し、家庭で話し合いながらインターネットの利用に関するルール作りを行い、生徒の利用状況や発達の段階に応じて、ルールの見直しを行うよう働きかける。

17 不審者の侵入

【事例】

学校に、授業中、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声を上げながら突然殴りかかってきた。

○発生時の対応のポイント

[不審者への対応]

- ・複数の教職員で、手近にある物（机、椅子、消火器、さすまた、ほうき等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、全教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り別室に隔離する。別室に隔離する場合は、不審者に対応する教職員の安全を最優先する。

[児童生徒等の安全確保]

- ・教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号等による緊急放送等で児童生徒等を避難させる。教室等への侵入等の可能性が低い場合や避難のため不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で待機させる。
- ・学級（ホームルーム）担任等は、逃げ遅れた児童生徒等や負傷者の有無等を確認するとともに、逃げ遅れた児童生徒等や負傷者がいた場合は、安全を確保しながら避難させたり、負傷の状況に応じて応急手当を行ったりする。

[関係機関等との連携]

- ・直ちに警察に110番通報する。また、負傷者等の状況に応じて救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について警察等の関係機関への通報と同時に教育委員会に緊急連絡し支援を要請する。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童生徒等の安全が確認された段階で、事件の経過、児童生徒等の状況、負傷者の有無等の情報を可能な限り収集し、速やかに教育委員会に報告する。

[保護者への対応]

- ・保護者への連絡が可能になった段階で、できるだけ速やかに事件の発生について連絡や説明を行う。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童生徒等の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、児童生徒等が一人で下校することのないように配慮する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[事後の対応]

- ・情報を収集して、事件の概要等を把握・整理した上で、保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関等やスクールカウンセラーと連携し、児童生徒等や教職員の様子を把握し、心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方等を検証する。

[危機管理体制の確立]

- ・不審者侵入事件を想定し、さすまた等を用いた防御の仕方や不審者の移動阻止、不審者確保後の逃げ遅れた児童生徒等の捜索や、家庭への連絡や引き渡し等の対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童生徒等の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

[不審者の侵入防止体制の整備]

- ・校門、外灯、校舎の出入口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じて補修等を行う。
- ・死角の原因となる障害物の有無、自転車置き場や駐車場等からの侵入の可能性について点検を行う。
- ・立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示したりする。
- ・来訪者に名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。名札等の着用については、事前に保護者等に周知し、来校時は必ず着用するよう協力を促す。

[関係機関等との連携]

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定するとともに、さすまた等を用いた防御や不審者を取り押さえる方法等について、警察の指導を受けられる講習会等を実施する。

18 外部の者による器物損壊・盗難等

【事例】

テニス部の生徒が早朝練習のために、朝7時30分頃に部室の鍵を開けて入室すると、部室の窓ガラスが割られ、部室内に保管していた生徒の私物であるラケットが数本紛失していた。生徒は、すぐにテニス部の顧問に報告した。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握・対応]

- ・連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、確認や立ち入りを最小限に留め、「立入禁止」の掲示をする等、現場保存の措置を行う。
- ・器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- ・管理職は、生徒や保護者への説明内容等、今後の対応方針等を検討し、決定する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・各学級（ホームルーム）又は全校集会等において、全生徒に不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の生徒に被害がないか、不審な人物を目撃していないか等を確認する。

[関係機関等との連携]

- ・管理職は状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[保護者への対応]

- ・担任や部活動顧問等は、被害を受けた生徒の保護者に連絡し、事件の概要や学校のとった措置を説明し、理解を求める。
- ・必要に応じて、担任や部活動顧問等とともに管理職が各家庭を訪問する。
- ・状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急保護者会等を開催し、事件の概要及び今後の対応について説明する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[再発防止策の検討]

- ・学年集会・全校集会等で事件の概要を伝え、部室等の使い方等について再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。
- ・担任や部活動顧問等は、生徒に不要な私物を持ち帰ることや貴重品の管理等について指導する。
- ・管理職は、管轄の警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。

[未然防止策]

- ・日頃から施設の管理状況を確認し、整備に努める。
- ・各部屋の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は校舎の施錠を確認する。
- ・夜間の警備を警備会社に業務委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行う。
- ・備品等の保管場所や保管方法に十分注意する。
- ・地域の防犯協会等の関係機関やスクールガード等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。
- ・近隣の学校（他校種を含む）や教育委員会、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。
- ・自然災害が発生した際には、被災地を狙った窃盗犯罪の多発が考えられることから、警察と連携し、犯罪の発生状況について把握するとともに、地域の自主的な防犯活動への協力を検討する。

[その他]

- ・各部屋の管理責任者は、室内の物品の種類や個数について、日常的・定期的に確認し、把握するとともに、室内の整理整頓に努める。

19 不審者等による緊急事態発生時の対応

【事例】

見知らぬ男が下校中の児童生徒に声を掛け、連れ去ろうとしていたとの情報を電話により受けた。

○発生時の対応のポイント

《学校に不審者情報の第一報があった場合》

ステップ1 初期対応

【緊急事態の判断】

- ・通報者から可能な限り、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どんなことをして」、「どのような状況になっているか」聞き取る。
- ・緊急性の有無が判断できない場合は、最悪の事態も想定されることも念頭におき、緊急事態として対応する。
- ※発生時の通報は情報が少ないことが多い。判断に迷う場合は緊急事態として行動する。

【第一報時の対応】

- ・複数人で現場に急行する。
(児童生徒の安否確認・安全確保が優先)
- ※当該児童生徒が現場におり、負傷している場合は直ちに119番通報する。
- ・直ちに警察への110番通報等、関係機関等への通報と被害児童生徒の保護者対応を行う。(情報の混乱を防止)
- ・続報も含めて、通報者から詳細な状況の聞き取りを行う。
- ※通報時間、通報者の身元、連絡先の聞き取りを忘れない。
- ・通報内容、関係機関等との連携状況を正確に集約・整理する。

【他の児童生徒への対応】

- ・在校児童生徒の所在及び人数を確認し、事態が収束するまで学校で保護する。
- ・下校中の児童生徒については、帰宅しているかどうかを家庭に連絡する等して、早急に安否の確認をする。
- ・所在がつかめない児童生徒については、その児童生徒の友人や立ち寄りそうな場所等に連絡し確認をする。

【保護者への対応】

- ・下校途中の児童生徒の保護者に対して、安否確認の依頼をする。
- ・学校に残っている児童生徒の保護者に連絡し、児童生徒の迎えを依頼する。

【教育委員会への報告】

- ・管理職は、教育委員会への第一報と協力や支援を要請する。

《不審者は確保されていないが、児童生徒の安否が確認できた場合》

ステップ2 被害拡大の防止

【二次的被害の防止】

- ・一斉メール等を活用して、保護者や地域住民に正確かつ迅速に情報を発信し注意喚起を図る。
- ・児童生徒の集団下校の体制を組むとともに、保護者や防犯ボランティア等の同伴を依頼する。

【他の児童生徒への対応】

- ・学校に残っている児童生徒は、安全が確認されるまで保護するとともに、迎えに来た保護者へ引き渡す。
- ・所在がつかめない児童生徒は、保護者や警察等の協力を得ながら継続して安否確認をする。

【保護者への対応】

- ・迎えに来た保護者に児童生徒を確実に引き渡す。
- ・保護者や防犯ボランティア等の同伴による集団下校を行う。

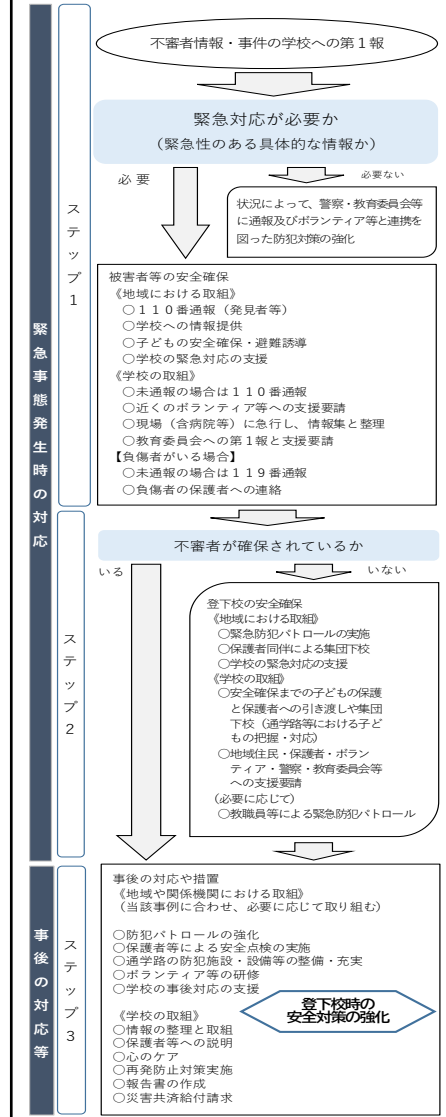
【関係機関等との連携】

- ・PTAや関係機関等の協力を得て、学校周辺及び校内の巡視を強化する。

【報道機関等への対応と事態経過の記録】

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・誤報を避けるため、分からないことは「現時点では分からない」と明確に回答し、判明した時点で回答する。
- ・児童生徒の個人情報の取扱いについて十分に配慮する。
- ・事件・事故の発生日時、場所、内容、措置・対応を時系列にし、正確に記録する。

【登下校時における緊急事態発生時の対応例】



《緊急事態収束後の対応》

ステップ3

[被害児童等のケア]

- ・被害に遭った児童生徒やその保護者に対して、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。
- ・教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」等の事後の対応や措置を適切に行う。
- ・情報を整理し、教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。

[他の児童生徒への対応と再発防止]

- ・体調、睡眠、食欲、表情等の健康状態と、心配なことや困っていること等を家庭訪問や個別の面談で確認する。
- ・心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。
- ・配慮を要する児童生徒の情報を収集するとともに、必要な対応策を実施する。
- ・心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。
- ・緊急事態の正確な記録等から発生原因や問題点を究明し、登下校時の安全対策の改善・強化を図る。

[保護者への対応]

- ・事件・事故の重大性等によっては、できるだけ速やかに保護者説明会を開催し、「事件・事故についての報告」、「児童生徒の心のケアを含めた今後の対応」等について説明する。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

ステップ2の「正確な情報の収集・把握・整理」「窓口の一本化」「個人情報の保護」を継続する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[危険予測・回避能力の育成]

- ・「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成等を通して、児童生徒へ危険箇所や「子ども110番の家」等の緊急の際の避難場所について十分に理解させるとともに、危険予測・回避能力を身に付ける指導を行う。
- ・登下校時の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）を指導する。
- ・登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練を実施する。
- ・学校と警察が連携し、学年や理解度に応じ、危険な事案への対応等について、児童生徒が考えながら参加・体験できる防犯教室等を実施する。
- ・警察の「ナポくんメール」や各市町村の「安全・安心メール」等を活用し、不審者情報等について教職員全体で情報共有する等、危機管理意識を高める。

[推進体制の構築]

- ・推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる教育委員会、学校、PTA、警察、防犯ボランティアを含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。
- ・危険等発生時において、当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルに従い体制整備を行う。
- ・保護者に対して、不審者情報等を入手するための手段についての啓発を行う。

20 感染症の発生（結核）

【事例】

ある児童生徒は、10月上旬から咳や痰等の風邪症状があり、市販薬を服用しながら通学していたが、12月に入り、倦怠感や発熱、体重減少等の症状が続くことから、医療機関を受診したところ結核と診断された。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・他の児童生徒や教職員の中に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。

[関係機関等との連携]

- ・診断した医師から保健所に届け出が出され、保健所が対策を行うことから、学校は対応について保健所と情報を共有する。
- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には保健所に協力する。
- ・教育委員会、学校、学校医、保健所等が互いに報告・連絡・相談できる体制を整えておく。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、児童生徒に結核が発生した場合、又はその疑いがある場合には、教育委員会に速やかに報告し、対応策等について、指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

[保護者への対応]

- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を実施する。
- ・病状等に応じた対応を行うことになるため、他の児童生徒等や保護者への情報提供については、関係者間でその範囲や内容の必要性を検討する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・結核と診断された児童生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

[その他]

- ・結核と診断された児童生徒・家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめ等の問題行動が生じないように、指導に努める。

○今後の対応策（感染予防）のポイント

[感染予防]

- ・全ての児童生徒に定期健康診断を受診させるとともに、学校医との連携の下、日常の健康観察の徹底や医療機関での受診結果の把握等に努める。
- ・保健教育において、結核に関する正しい知識や予防方法等の指導の充実に努め、児童生徒への予防教育の徹底を図る。
- ・家庭に対し、児童生徒の健康状態を的確に把握するように依頼するとともに、保健だより等を通して、結核に関する正しい知識や予防方法の周知を図る。
- ・地域における発生や流行状況等を把握する。
- ・教職員は、自身が発病すると児童生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診するとともに、結核が疑われる症状があった時には早期に受診をする。

2.1 学校給食による食中毒

【事例】

学校で、授業中や休み時間に複数の児童が嘔吐や下痢、腹痛、発熱等の症状を訴え早退した。その後、医療機関を受診した児童の保護者から、「受診した病院の医師から、食中毒の疑いがあると言われた」との連絡を受けた。

○発生時の対応のポイント

〔初期対応〕

- ・管理職等は、複数の児童が嘔吐や下痢、腹痛、発熱等共通した症状を訴える場合は、食中毒等の集団発生を疑い、学校医、教育委員会、保健所に連絡する。また、初期の症状や発生状況からは食中毒か感染症なのか明確に判断することは困難であることから、初動調査は両面から行う。
- ・管理職等は、近隣の学校や児童の家族等の発症状況を把握する。
- ・管理職等は、学校医や保健所から、地域における感染症等の発生状況について情報を得る。
- ・管理職等は、発症前約2週間の欠席状況や教育活動の内容等について把握する。
- ・管理職等は、児童の健康状態や対応等について、時系列に正確に記録する。
- ・校長は、学校給食の中止や臨時休業、出席停止等の措置について学校医や保健所等の助言を受けるとともに教育委員会と協議の上、速やかに判断する。
- ・管理職等は学校内外の組織体制を整備し、関係職員の役割を明確にし、消毒や事後措置等の計画を立て感染拡大防止の措置をとる。
- ・管理職等は、保健所及び学校医等の指示事項を正確に記録する。
- ・管理職等は、給食調理の責任者や栄養教諭等と連携し、献立表、作業工程表、作業動線図、温度記録簿、検収票等の関係書類を準備するとともに、学校給食の保存食の廃棄を中止するよう指示する。

〔保護者への対応〕

- ・担任等は、入院や欠席等をしている児童に対して、病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。
- ・担任等は、症状のある児童を速やかに医療機関で受診させ、結果を学校に報告するよう依頼する。
- ・校長は、教育委員会や保健所の指示に基づき、集団発生の状況等を保護者に周知し、健康観察や検便検査等の協力を求める。
- ・PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。
- ・全ての保護者を対象とした説明会等を開催して状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識や二次感染予防等について文書を配布する等し、不安解消に努める。

〔児童への対応〕

- ・養護教諭等は、全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行等、健康管理についての指導を行う。
- ・担任等は、罹患した児童に対しては不安解消に努め、心のケアが必要な児童にはカウンセリングを行うとともに、いじめや誹謗中傷等を受けることがないように配慮する。

〔関係機関等との連携〕

- ・管理職は、学校医、保健所に連絡し、症状のある児童への対応や施設等の消毒方法等について指示を受け対応する。
- ・校長は、保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、直ちに教育委員会へ事故の状況を報告し、対応策等について指導・助言を受ける。
- ・管理職は、所定の様式により速やかに関係機関へ適宜報告する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

〔再発防止策〕

- ・校長は、給食調理の責任者や栄養教諭等と連携し、関係機関等の立入調査等に協力し、事故原因の究明を行うとともに、関係機関等の指導を受けて、再発防止に向けた対策案の検証を行う。
- ・調理場においては、栄養教諭等の衛生管理責任者が、学校給食従事者の衛生、施設設備の衛生、食品の衛生の適性を期すため日常の点検及び指導に当たり、学校給食衛生管理基準等に基づき衛生管理の徹底を図る。

〔未然防止策〕

- ・教育委員会等は安全な学校給食を実施するため、衛生管理責任者を定め、関係する組織を活用しながら、衛生管理体制を整備する。
- ・教育委員会等は、学校給食従事者等が食中毒や衛生管理に関する知識をもって業務を行うことができるよう研修の機会を確保し資質の向上を図る。
- ・管理職は学校保健委員会等を活用し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事、養護教諭等の教職員、栄養教諭等、保健所の職員等の専門家及び保護者が連携した体制を整備する。
- ・管理職は日頃から学校給食関係者との連携を密にし、計画的に施設設備等の改善を行う。
- ・管理職は、児童の摂食開始時間の30分前までに検食し異常がないことを確認する。異常があった場合には直ちに給食を停止し、速やかに給食調理場に連絡する。
- ・担任等は、給食当番の児童等（教職員も含む）の健康状態について、健康観察票に基づき毎日点検し記録する。当番以外の児童等に対しても、手洗いや食事環境を整えることができるよう給食指導を行う。

2.2 学校給食への異物混入

【事例】

学校で給食時間となり、給食を食べ始めたところ、ある生徒がパンの中に縫い針が入っていると担任に申し出た。

○発生時の対応のポイント

[初期対応]

- ・担任等は、当該生徒の負傷の有無を確認し、学級の他の生徒に対して給食を食べないように指示するとともに、直ちに管理職に報告する。
- ・管理職は、直ちに校内放送等により、全校の生徒及び教職員等に対して給食を一時停止するよう指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
- ・管理職は、発見した異物の現状を確認するとともに、健康被害が生じる恐れや影響が及ぶ範囲について教職員や学校給食従事者等の関係職員と協議を行い、状況に応じて給食の中止（全部・一部）又は継続等の判断を行う。
- ・管理職は、教育委員会に事故の状況を報告するとともに、今後の対応策について協議する。
- ・管理職は、生徒に健康被害が生じる恐れがあると判断した場合は、保健所等にも連絡する。

[状況の把握]

- ・担任等は、当該生徒の健康状態や対応等について正確に記録する。
- ・管理職は、異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を可能な限り現状のまま保存する。
- ・管理職は、パン業者の納入担当者及び検収責任者からの搬入時の状況（時刻・場所・個数等）とその後の保管状況を確認する。
- ・管理職は、故意に混入させたことも考えられることから、来校者名簿等から来校者を確認する。

[保護者への対応]

- ・保護者説明会等を設け、異物混入の状況を説明するとともに、これまでの対応内容や今後の対応等について文書を配布する等し、不安解消に努める。

[生徒への対応]

- ・全校集会等により、生徒に事故の状況と対応について説明し、不安解消に努める。

[関係機関等との連携]

- ・管理職は、必要に応じて警察へ届け出るとともに、捜査に協力する。
- ・管理職は、保健所（混入した物によっては学校医、学校薬剤師）に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応する。
- ・校長は、翌日以降の給食の中止や献立内容の変更等の対応策について、教育委員会及び栄養教諭等と協議する。
- ・教育委員会は、校長及び栄養教諭等と協議し、学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で学校給食へのパンの提供再開を決定する。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、直ちに教育委員会へ事故の状況を報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ随時報告する。
- ・校長は、事故原因究明後、対応の経過、今後の再発防止策等をまとめ、速やかに所定の様式により教育委員会へ報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職等が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

- ・管理職は、学校給食の安全管理のため、衛生管理責任者と連携し、確実な検収作業の実施や食品の安全な保管について指示するとともに、給食室や配膳室に部外者が立ち入ることがないように施設の施錠等の管理体制を整える。
- ・担任等は、安全に給食を実施するため、給食当番の運搬や配膳の方法、教室の環境の整え方等について児童生徒等への指導を徹底する。

2.3 食物アレルギー

【事例】

学校で給食時間中、一人の児童が全身にじんま疹が出現し、担任に腹痛を訴えてきた。担任が様子を見ている間に児童はぐったりし、意識がもうろうとしてきた。児童は食物アレルギーを有しており、アナフィラキシーショックを発症していると思われる。

○発生時の対応のポイント

〔初期対応〕

- ・担任等は、当該児童から目を離さず、状況を観察するとともに、直ちに他の児童に養護教諭や他の教職員等と呼びに行かせる。知らせを受けた養護教諭等は直ちに管理職に報告し、対応にあたる。
- ・管理職等は、学校生活管理指導表等の関係書類及びアドレナリン自己注射薬（以下、「エピペン[®]」という。）及びAEDを教室に持って行くよう指示する。
- ・管理職等は、担任や養護教諭等と連携し、エピペン[®]の使用について判断すると同時に、救急車を要請し教職員等を同行させて当該児童を医療機関へ搬送する。

〔当該児童への対応〕

- ・その場で安静にさせ、立たせたり、歩かせたりしない。
- ・足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え体と顔を横向きにする。
- ・救急隊が到着するまでの間、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生とAEDの措置を行う。

〔他の児童への対応〕

- ・他の教職員等は、当該学級の児童の給食を一時停止させ、他の教室に移動させるとともに、動揺が広がらないように適切な声かけを行う。

〔保護者への対応〕

- ・管理職等は、当該児童の保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職等は、病院に向かい、保護者に発症時の状況と対応内容について説明する。

〔関係機関等との連携〕

- ・管理職等は、主治医等に連絡し、必要な指示を受け対応する。

〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、事案の状況及び対応内容について所定の様式により速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ随時報告する。
- ・管理職は、事故発生の原因究明後、対応の経過、再発防止対策等をまとめ、速やかに所定の様式により報告する。

〔報道機関等への対応〕

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職等が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

〔再発防止策〕

- ・アレルギー対応委員会等を開き、学級担任、養護教諭、栄養教諭等からの情報をもとに、事故に至った経緯や対応策を整理する。
- ・関係機関等の協力を得ながら、原因や学校の対応等を分析し、校内体制の見直しや研修を実施する等、再発防止策を講じる。

〔未然防止策〕

- ・管理職は、アレルギー対応を行うに当たっては、組織的な対応を行うための体制を整え、事故防止のためダブルチェックの機能を備えるようにすること。また、いつ、だれが、どのように確認するかを明確にし、全教職員で共通理解を図る。
- ・管理職は、学校における配慮や管理が必要な児童生徒等の保護者に対して、医師が作成した「学校生活管理指導表」の提出を依頼する。また、「学校生活管理指導表」は、症状等に変化がない場合にあっても、配慮や管理が必要な間は毎年提出を依頼する。
- ・担任等は、「学校生活管理指導表」を用いて、保護者と個別面談を行い、原因となる食物、運動との関連の有無、エピペン[®]や内服薬の携帯、課外活動の留意点等、児童生徒の実態について正確な情報を把握する。
- ・校長は、保護者の同意を得た上で、アレルギー対応委員会等において、児童生徒等の実態に基づき学校における食物アレルギーの対応について協議し、「個別支援プラン」を作成し、全教職員に周知して共通理解を図る。
- ・栄養教諭等は、料理ごとに使用している原材料が詳細に分かる献立表を作成し、教職員、調理従事者、保護者等の関係者全員で情報を共有する。また、児童生徒等が新しい環境に慣れるまでの間、新規発症の原因となりやすい食物（種実類、木の実類、甲殻類、果物等）の使用に十分配慮する。
- ・担任等は、各学校のマニュアル等に基づき、給食内容（除去、代替食の提供及び弁当の持参等）について毎回必ず確認を怠らないよう十分留意する。また、おかわりによる事故の防止、喫食後の児童生徒の様子等にも注意を払うよう心がける。
- ・校長は、児童生徒が緊急性の高いアレルギー症状を発症した際に、全教職員が役割分担をして、エピペン[®]やAEDの使用、心肺蘇生等の対応が確実にできるよう、シミュレーション研修等を実施する。

24 地震

【事例】

授業中に地震が発生し、震度6強の激しい揺れに襲われた。

○発生時の対応のポイント

[初期対応（安全確保・状況把握）]

- ・児童生徒等に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示する。
- ・身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るため、座布団や鞆、本等で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。
- ・廊下、運動場、体育館等の広い場所においては、中央部に集まってしゃがむよう指示する。
- ・避難口を確保するため、出入口を開放する。
- ・火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

[二次対応（避難指示・誘導）]

- ・管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や警報等の発表の有無、停電や断水等の状況を把握し、負傷者の救護や避難方法を決定する。また、学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。
- ・学校施設の安全点検を行い、危険箇所がある場合は、立入禁止の表示等を行うとともに、既存の図面等に当該箇所を表示し、教職員に周知する。
- ・授業担当者は、児童生徒等の負傷の有無や程度、避難時の安全性（教室等及び周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等）を確認するとともに、児童生徒等の不安を増大させないようその場に留まる。
- ・発生時に授業を担当していない教員は、分担して各教室に急行し、授業担当者から児童生徒等の状況を聞き取るとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況等を確認し、管理職に報告する。また、必要な場合は、授業担当教員や養護教諭と連携し負傷者の応急手当に当たる。
- ・避難誘導を担当する教職員は、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当者は、指示に従い、児童生徒等の避難を開始する。その際、「走らない」「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導する。
- ・発生時に授業を担当していない教員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使用できない場合は、ハンドマイク等を用いて伝える等、確実な伝達方法により避難指示を伝える。さらに、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

[避難場所での対応]

- ・授業担当者又は担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童生徒等や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、災害により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について速やかに教育委員会へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

[事後対応]

- ・警察、消防署等の関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- ・負傷した児童生徒等がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共交通機関が不通で下校手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、児童生徒を地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。
- ・事故の発生直後から、児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、心のケアに努める。
- ・電気、水道等、ライフラインが寸断された場合は備蓄品等で対応する。

- ・長期休校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒等、保護者との連絡体制を確認する。

○防災対策のポイント

[事前の対応策]

- ・日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、危機管理マニュアル等を踏まえた、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく。
- ・校区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。

[安全教育の徹底]

- ・学校の教育活動全体を通じて、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ・防災の専門家を招聘した講演会、地域住民や関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行う等、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒等や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。
- ・関係機関等と連携し、教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、AEDの使用方法等、応急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

[安全管理の徹底]

- ・学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、臨時休校の対応も含めて、防災に関する計画やマニュアルの策定・見直しが行われるようにする。
- ・避難訓練を通して、防災体制の問題点を確認し、改善を図るとともに、日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。
- ・書棚やロッカー等が地震発生時に移動・転倒しないよう対策を行う。
- ・大規模な地震の後は電話が通じないことが多いため、電子メール等の代替の通信手段を確保し、連絡方法を複線化する等、情報発信手段をあらかじめ準備しておく。
- ・地震発生後の児童生徒の保護者への引き渡しの手順を明確にし、その内容を保護者に説明し理解を得る。
- ・学校施設が地域の避難所となっている場合には、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議の上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について予め定めておく。

25 弾道ミサイルの発射

【事例】

授業中に、奈良県を含む地域に全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」という）が発報された。

○発報時の対応のポイント

[初期対応（安全確保・避難行動）]

《屋外にいる場合》

- ・速やかに校舎内もしくは体育館内に避難させる。
- ・近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るように指示する。

《屋内にいる場合》

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動させる。（教室においては、ガラスの飛散を防ぐためにカーテンを閉め、各自の机を廊下側に詰めて移動させ、机の下で頭部を保護し身を低くすることが望ましい）

「Jアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る」

《近くにミサイルが落下して、屋外にいる場合》

- ・口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難させる。

《近くにミサイルが落下して、屋内にいる場合》

- ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するように指示する。

《落下場所等についての追加情報から、周辺地域へのミサイルの落下はないことが確認された場合》

- ・Jアラートによる追加情報が「ミサイル通過」又は「日本の領海外に落下」となった時点で安全と見なし学校活動を再開する。
- ・ミサイルの落下物と思われる不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、触れず、直ちに教職員へ連絡をさせる。連絡を受けた教職員は、警察・消防に連絡をする。

[避難（被災）場所での対応]

- ・授業担当者又は担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童生徒等や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

[保護者への対応]

- ・学校と保護者の間で、安否連絡方法、引き渡し方法等について、あらかじめ確認して、点検・周知しておく。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、ミサイル発射等により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について速やかに教育委員会へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

○今後の対応策（事前準備・対応）のポイント

- ・Jアラートによるミサイル発射情報発報時における危機管理マニュアルを策定・確認しておき、教職員による児童生徒等の適切な避難誘導方法を場合別にあらかじめ確認しておく。また、このことについて、全教職員間で共通理解を図っておく。
- ・Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておく。その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておく。また、校外活動時の引率教員等との連絡体制をあらかじめ確認しておく。
- ・施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証を行う。
- ・平常時から危機情報の収集及び提供による注意喚起を行う。
- ・自治体の危機管理部局等の関係機関との連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図る。